

# 高次脳機能障害の 制度活用の手引き



三重県身体障害者総合福祉センター

# 目次

障害福祉制度・経済的保障等に関する制度活用のポイント	2
----------------------------	---

障害福祉制度・経済的保障制度の申請先	3
--------------------	---

お金のこと（経済的保障制度等）	4
-----------------	---

1. 高額療養費
2. 傷病手当金
3. 自立支援医療
4. 重度障害者医療費助成
5. 公的年金制度（国民年金・厚生年金）
6. 自動車保険制度関連
7. 雇用保険（失業保険）
8. 労働者災害補償保険制度
9. 生命保険制度

福祉サービスを受けるには（障害者手帳）	9
---------------------	---

1. 身体障害者手帳
2. 療育手帳
3. 精神障害者保健福祉手帳

福祉サービスを受けるには（障害者福祉施設等の活用）	10
---------------------------	----

1. 自立支援給付
2. 地域生活支援事業

介護保険制度の活用	11
-----------	----

1. 要介護認定
2. 在宅サービス
3. 施設サービス

高次脳機能障害者の職業リハビリテーション支援機関	12
--------------------------	----

1. ハローワーク
2. 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 三重障害者職業センター
3. ジョブコーチ支援事業
4. その他の支援事業
5. 障害者就業・生活支援センター
6. 三重県身体障害者総合福祉センター

権利を守るために	13
----------	----

1. 成年後見制度
2. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

Q&A	14
-----	----

# はじめに

家計を支えている働き盛りの人が、交通事故や病気により障害を負うと世帯の生活は大きく変わり、とたんに将来の見通しが立ちにくくなってしまいます。そして、後遺症が残り労働能力に制限のある人は収入を得ることが難しい状況が続きます。しかし、そういった場合に関係ある制度を利用することによって補償を受けたり経済的な不安を解消したりすることができます。

実際に制度を利用する際は、申請窓口や相談窓口へお問い合わせください。

## 高次脳機能障害診断基準

### I 主要症状等

1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。

### II 検査所見

MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

### III 除外項目

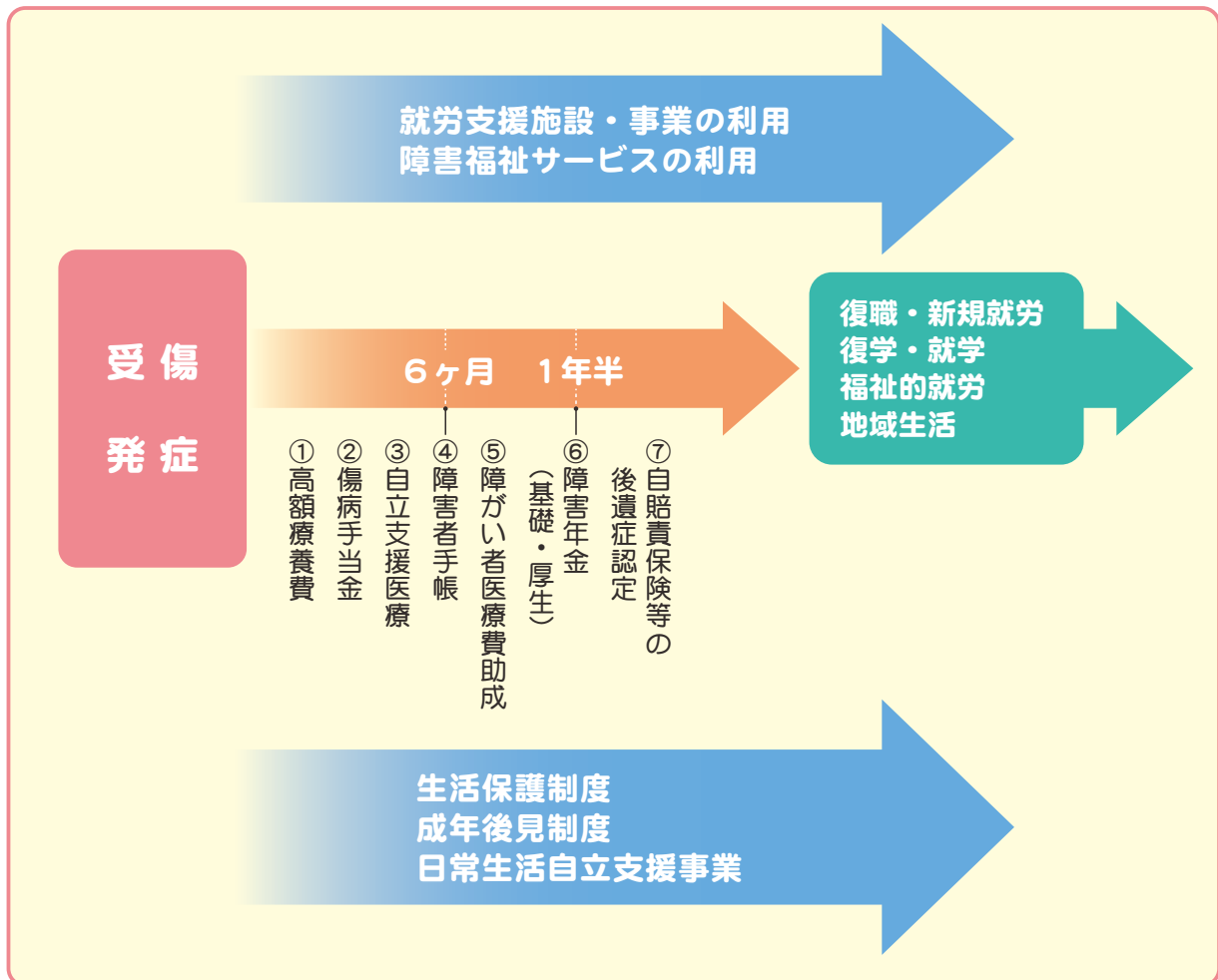
1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記主要症状（I-2）を欠く者は除外する。
2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。

### IV 診断

1. I～IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。
2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。
3. 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

なお、診断基準のIとIIIを満たす一方で、IIの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあります。

# 障害福祉制度・経済的保障等に関する 制度活用のポイント



## ①高額療養費

医療機関に支払った医療費が1ヶ月に一定額を超えた場合、超えた額が戻ってくる制度です。

## ②傷病手当金

健康保険（国民健康保険以外）に加入している方が病気等による治療のために休職となり、給与が支給されない場合の制度です。

## ③自立支援医療（精神通院）

高次脳機能障害に対する治療やリハビリを外来通院で受ける場合、その自己負担分が原則1割になる制度です。

## ④障害者手帳

障害のある方が一貫した相談支援や障害福祉サービスの利用等援助を受けやすくするための制度です。障害種別（身体・知的・精神）ごとの手帳制度となっています。

## ⑤障がい者医療費助成

健康保険の自己負担額を市町が助成する制度です。

## ⑥障害年金

障害によって日常生活が著しく制限を受ける場合の生活保障として支給される制度です。

## ⑦自賠責保険等における後遺症認定

交通事故等による後遺症に対する補償制度です。

# 障害福祉制度・経済的保障制度の申請先

お金のこと  
(経済的保障  
制度等)

4 ページ

制度等	申請先
1. 高額療養費	加入している公的医療保険担当窓口
2. 傷病手当金	勤務先の社会保険担当者
3. 自立支援医療	市町障害福祉担当課または保健センター
4. 重度障害者医療費助成	市町障害福祉担当課
5. 公的年金制度	市町年金係および年金事務所
6. 自動車保険制度関連	
①自動車賠償責任保険	損害保険会社 日弁連交通事故相談センター そんぽADRセンター 市町の交通事故相談法律相談
②介護料支給制度	自動車事故対策機構
7. 失業給付(雇用保険)	ハローワーク
8. 労働者災害補償保険制度	労働基準監督署
9. 生命保険制度	生命保険会社

福祉サービス  
を受けるには  
(障害者手帳)

9 ページ

制度等	申請先
1. 身体障害者手帳	市町障害福祉担当課
2. 療育手帳(知的)	
3. 精神障害者保健福祉手帳	

福祉サービス  
を受けるには  
(障害者福祉施  
設等の活用)

10 ページ

制度等	申請先
1. 自立支援給付 介護給付 訓練等給付 補装具 自立支援医療	市町障害福祉担当課 保健センター 市町障がい者相談支援センター
2. 地域生活支援事業	各施設

介護保険制度の  
活用

11 ページ

制度等	申請先
1. 要介護認定	市町介護保険担当課、居宅介護支援事業所 地域包括支援センター、各施設
2. 在宅サービス	
3. 施設サービス	

高次脳機能  
障害者の  
職業リハビリ  
テーション  
支援機関

12 ページ

制度等	申請先
1. ハローワーク	管轄のハローワーク
2. 三重障害者職業センター	管轄のハローワーク 三重障害者職業センター
3. ジョブコーチ支援事業	
4. その他の支援事業	障害者就業・生活支援センター
5. 障害者就業・生活支援センター	
6. 三重県身体障害者総合福祉センター	市町障害福祉担当課 三重県身体障害者総合福祉センター

権利を守る  
ために

13 ページ

制度等	申請先
1. 成年後見制度	家庭裁判所
2. 日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)	市町社会福祉協議会

# お金のこと (経済的保障制度等)

## 1 高額療養費 (申請先：表1参照)

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、医療費負担が軽減される制度です(所得制限あり)。あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示することで、支払いが限度額までとなります。下表に示すような、何らかの公的医療保険に加入し、自己負担がある人が利用できます。

(表1)

医療保険	対象	窓口	必要なもの
健康保険(協会けんぽ)	本人または家族	協会けんぽ都道府県支部	・申請書(通帳の口座番号、保険証の番号) ・その他添付書類 など
船員保険	船員または家族	全国健康保険協会船員保険部	
健康保険組合	本人または家族	健康保険組合	
共済組合	本人または家族	共済組合	
国民健康保険	市町在住の人	市町担当課	

## 2 傷病手当金 (申請先：勤務先の社会保険担当者等)

健康保険(国民健康保険以外)に加入しているものが病気等による治療のために休職となり給与が支給されない場合には、傷病手当金が支給される可能性があります。受給中に退職しても治療が必要なために働けない状態が続けば、通算1年6ヶ月間支給されます。ただし、同一理由による障害厚生年金と傷病手当金の支給期間が重なった場合には、傷病手当金の額が障害厚生年金の額を上回る場合のみ差額分が支給されます。

また、傷病手当金は同一の疾病については原則1回の支給です。しかし疾病が完治した後に再発した場合には再度支給される場合があります。

## 3 自立支援医療 (申請先：市町障害福祉担当課または保健センター)

高次脳機能障害に対する治療やリハビリを外来通院で受ける場合、その自己負担分が原則1割になる制度です(原則として1つの医療機関です)。

## 4 障がい者医療費助成 (申請先：市町障害福祉担当課)

障がい者医療費助成制度は、健康保険の自己負担額を市町が助成する制度です。市町によって基準が異なります。

## 5 公的年金制度【国民年金・厚生年金】(申請先：市町年金係または年金事務所)

### (1) 制度の概要

公的年金制度は、国民年金制度を基盤に厚生年金が上積み部分(2階建て方式)として設けられています。国民年金、厚生年金にはそれぞれ障害年金制度があります。

障害基礎年金(国民年金)は1級、2級があり、子(18歳到達年度の3月31日まで)の加算があります。



20歳前に傷病をおった方の場合には所得制限があります。

障害厚生年金には1級、2級、3級、障害手当金の4段階があり、年金額は等級と本人の賃金報酬額（平均標準報酬月額）などにより違いがあります。また、障害厚生年金には、配偶者に加算年金がつきます。障害厚生年金3級の方の場合には障害基礎年金は含まれませんが、最低保障額が設定されています。

障害年金の受給条件は、受傷・発病時に公的年金に加入しており（20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要）、保険料納付済期間が3分の2以上（または直近の1年間に保険料滞納がなければ可）であり、障害認定日（一般的に脳損傷では受傷・発症より1年6ヶ月）に障害程度が年金支給の基準に該当する状態であることが必要です。

### ※特別障害給付金制度について（申請先：市町年金係）

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されています。

#### <支給の対象となる方>

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

## (2) 各年金の併給について

### 基礎障害年金と老齢厚生年金の併給

障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が可能です。障害基礎年金を受給する人が就労や復職をして老齢厚生年金の受給資格を得られた場合には、「老齢基礎年金・老齢厚生年金」か「障害基礎年金・老齢厚生年金」の組み合わせのいずれかが選択できます。

### 労災障害年金と障害基礎・障害厚生年金との併給

労災年金と障害基礎年金、または障害厚生年金との併給は可能です。ただし、併給の場合には労災年金が一定率で減額調整されます。労災年金と老齢基礎・老齢厚生年金を併給する場合には、労災年金に対する調整減額はありませぬ。

### 20歳前の受傷による労災年金と障害基礎年金

20歳前に労災事故により受傷し労災年金を受給している場合には、20歳からの障害基礎年金は受給されませぬ。ただし、労災年金額が障害基礎年金額を下回る場合には障害基礎年金より差額が支給されます。

## (3) 高次脳機能障害者の公的年金

高次脳機能障害は、年金制度では精神の障害に分類されます。そのため、年金診断書には「精神障害」の診断書を使用します。肢体不自由などを併用している場合には、「肢体不自由」の診断書もあわせて提出します。

高次脳機能障害者は、残存能力がアンバランスなために日常・社会活動や労働能力に不安定さがある場合があります。そのため、記憶障害などの認知機能の障害や情動面の障害などにより、どのような生活制限や介護・観察等を要するかを具体的に記載してもらうことが必要です。本人が障害認識を十分に持っていない場合には本人が単独で生活できるかを念頭におき、家族が医師に日常生活の状況を具体的に説明することが必要です。

## 6 自動車保険制度関連

自動車保険制度には、自動車損害賠償責任保険（以下、自賠責保険）と自動車任意保険制度（以下、任意保険）があります。

### (1) 自損事故や加害者が強制保険のみの事故や無保険の場合

政府保障事業（申請先：損害保険会社）

加害者が特定できないひき逃げ事故や自賠責未加入の無保険車、自賠責が対応しない盗難車による事故にあった場合に自賠責と同様の保障を政府が行う事業です。

#### 無保険車傷害保険

無保険車傷害保険は、被害者や家族が加入している任意保険の対人賠償保険に付帯しており、日ごろ意識していない自動車保険内容です。無保険車傷害保険は加害者が任意保険の対人損害保険の対人補償保険に未加入であった場合は補償額が加害者の自賠責保険限度額ではまかなえない場合に被害者加入の任意保険が保険金支払いの対応を行うものです。ただし、保険金は死亡と後遺障害に対して支払われます。

#### 自動車保険の障害等級基準

自賠責保険の障害等級基準は労災保険の後遺障害等級に準拠しています。同じ基準を用いていますが自賠責保険では労災のような「高次脳機能障害整理表」を用いずに高次脳機能障害の認定システムを用いています。

なお、自賠責保険と労災保険では同じ後遺障害等級基準を用いていますが審査機関が異なるために同一の等級になるとは限りません。

### (2) 公的年金・労災年金と自動車保険の支給調整について

自動車保険による損害賠償と障害基礎、障害厚生（共済）年金、それに労災年金（労働者災害補償給付）との併給は可能です。しかし、障害基礎、障害厚生（共済）年金は受傷日より最長3年間、労災年金は受傷日より最長7年間が支給停止されます。

### (3) 相談機関

日弁連交通事故相談センター、そんぽADRセンター、市町の交通事故相談法律相談などがあります。弁護士に依頼をして損害賠償交渉を行う場合には、弁護士との契約が必要です。なお、交通事故紛争処理センターは無料で効力を伴う和解斡旋までを行います。

### (4) 自動車事故対策機構（NASVA）の介護料支給制度

（申請先：自動車事故対策機構）

介護料は自動車事故が原因で脳・脊髄などを損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄などADL（日常生活動作）について常時または随時の介護が必要な方に支給する制度です。労災制度の介護（補償）給付とほぼ同程度の内容になっています。

介護料の対象条件には過失責任等は含まれないため、重過失により自賠責保険が適用にならなかった方



でも、自損事故者と同様の手続きを行えば申請は可能です。なお、自賠償等級の通知をなくし、保険会社等にも等級の証明が残っていない場合には自賠償保険適用者でも自損事故者と同様の手続きがいらいます。自損事故の場合は「交通事故証明」「後遺障害診断書」などの書類が必要です。なお、「事故証明」は保存期間が5年間であるため、障害手帳診断書に交通事故による受傷であることが明記されていれば事故証明のかわりになります。また、家計中心者の所得制限や労災、介護保険制度との併給制限、福祉施設入所者への制限などがあります。介護料は3段階あり、車椅子やベッドなど特定の介護用品の購入にも介護料は適用されます。

## 7 雇用保険（失業給付）（申請先：ハローワーク）

障害等により失業した場合、雇用保険に加入（離職の日以前1年間に6ヶ月以上）していれば失業給付の受給の可能性があります。

障害者手帳を所持していると「就労困難者」として一般の失業者よりも長期間失業給付が支給されます。そのため、退職の方向性がある場合には高次脳機能障害のみでも在職中に精神障害者保健福祉手帳の取得の検討をすることが望ましいです。

なお、失業給付は働ける状態にあることが条件であるため、失業時点で療養中であれば失業給付の開始の延長をハローワークに届け出てください。最長4年間は支給期間を延期することができます。

## 8 労働者災害補償保険制度（申請先：労働基準監督署）

### 労災制度の概略

労働災害には、業務労災と通勤労災があり、補償内容に変わりはありません。業務労災の場合には、療養中は3年間の解雇制限があります。

治療期間中は、労災保険から医療費として療養（補償）給付と休業（補償）給付が行われます。休業（補償）給付は賃金の80%が支給されます。

症状が固定して積極的な医療を要しなくなった段階で症状固定の診断書を提出してください。後遺障害の程度により、障害（補償）給付が行われます。障害（補償）給付は1級から7級までが労災年金の給付となり、8級から14級までが障害補償一時金（所定金額の支給により終了）の給付となります。

また、脳損傷のような中枢神経・精神機能の障害により1、2級の労災年金を受給する方には、介護（補償）給付が行われます。脳外傷等で9級より重い障害補償給付を受けている方には「脳の器質性障害に係るアフターケア」として健康管理手帳が交付されます。病院に健康管理手帳を掲示すると症状固定後も月に1回程度の診察および投薬などが無料で受けられます。



## 9 生命保険制度（申請先：生命保険会社）

民間保険会社の代表的な生命保険としては、死亡保険（定期や養老保険）があります。死亡保険には特約として災害補償や障害特約が付いていることが多くあります。一般的に死亡保険では高度障害補償を設け、死亡に準じた取扱いをしています。

高次脳機能障害者が高度障害として認められるケースは、認知症状態により意思疎通が困難で常時の介護（寝たきり）を要する状態のようです。交通事故や転倒などの災害により受傷した場合には、障害特約の付帯を確認してください。特に高次脳機能障害以外に身体障害としての片麻痺などが合併している場合には該当する可能性があります。

なお、住宅ローンには生命保険（高度障害の場合は生命保険金がローンで相殺）がついている場合が多く、高度障害の状態にある場合には確認が必要です。

